

会議録

| | | | |
|-------------------|--|---------------------------------------|----|
| 会議名 (審議会等名) | 令和7年度 第3回 川西市都市計画審議会 | | |
| 事務局 (担当課) | 都市政策部 都市政策課 | | |
| 開催期日 | 令和7年12月12日(金) 14:00~14:50 | | |
| 開催場所 | オンライン開催 (川西市役所 4階庁議室 他) | | |
| 出席者 | 委員 (敬称略) | 久・北澤・水野・田中・横田・荻田・斯波・岡田・加藤・川北・西山・坂口・庄田 | |
| | 事務局 | 〔都市政策部〕小林・小野・堀内 〔都市政策課〕中郷・榮・長嶋・奥田 | |
| | 関係人 | - | |
| 傍聴の可否 | <input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可 | 傍聴者数 | 2名 |
| 傍聴不可・一部不可の場合はその理由 | | | |
| 会議次第 | 1 開会 2 議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議案第1号(諮問) 阪神地域都市計画区域マスターplanの変更について(兵庫県決定) (2) 議案第2号(諮問) 阪神間都市計画3方針の変更について(兵庫県決定) <ul style="list-style-type: none"> ・阪神間都市計画都市再開発の方針 ・阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針 ・阪神間都市計画防災街区整備方針 (3) 議案第3号(諮問) 阪神間都市計画区域区分の変更について(兵庫県決定) 3 閉会 | | |
| 会議結果 | 2 議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審議結果のとおり (2) 審議結果のとおり (3) 審議結果のとおり | | |

令和7年度 第3回川西市都市計画審議会 審議結果 (R7.12.12)

| | |
|-----|--|
| | 1. 開会 |
| 司 会 | <p>令和7年度第3回川西市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、委員の出欠についてご報告をさせていただきます。</p> <p>委員17名のうち、本日ご出席いただいているのは、Webで5名、会場に7名、合計12名でございます（途中からの出席により出席者13名）。従いまして半数以上の出席を得ておりますので、川西市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、市役所別室に設けております傍聴者用の会議室には、現在のところ傍聴者が2名来られています。</p> |
| 議 長 | <p>今日は次第にありますように、議案が3件ございます。いずれも諮問案件ですので、皆様方のご意見賜り、採決を取らせていただきたいと思います。</p> <p>議案第1号「阪神地域都市計画区域マスターplanの変更」につきまして、本日付けて川西市長より諮問を受けている案件です。説明をお願いします。</p> |
| | 2. 議題 |
| 事務局 | <p>《事務局 説明》</p> <p>議案第1号（諮問）</p> <p>「阪神地域都市計画区域マスターの変更について」（兵庫県決定）</p> |
| 委 員 | <p>県決定の「阪神地域都市計画区域マスターplan（以降、区域マス）」に関して異議はないのですが、資料議1-2〔4. 変更の流れ〕につきまして、素案の閲覧から、説明会・公聴会、縦覧等がなされている中で、川西市に関する住民の意見があつたのかどうか、またそれに対する反映があつたのかどうか、確認させてください。</p> |
| 事務局 | <p>今回の「区域マス」については、県が説明会・公聴会を行い、縦覧は川西市の窓口でも行いましたが、縦覧者は0名、意見もございませんでした。</p> |
| 委 員 | <p>住民意見の反映は特になかったということで、確認しました。</p> <p>「区域マス」の中の区域区分の決定に、加茂4・5丁目地区の穴抜き市街化調整区域が「計画的な市街化を検討」という形で載ったことにつきまして、市の方からの働きかけがあつたからなのか、ここに載った経緯を教えてください。</p> |
| 事務局 | <p>加茂の4・5丁目については、以前から地権者の皆さんでまちづくり発起人会を組織されていまして、農地以外の都市的な土地利用に向けて検討が進められておりました。</p> <p>令和5年に、区画整理事業による市街化編入をしたいということで県と協議調整し、それが今回このような形で反映されたということになります。</p> |
| 委 員 | <p>川西市からの働きかけにより、「区域マス」にこのような形で反映をされたということで、確認をいたしました。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>この概要版で黄色の帶線を引いている部分は、川西市に関わりのあるところを示しているのですよね。</p> |
| 事務局 | <p>ご認識のとおりです。</p> |
| 委 員 | <p>県の「区域マス」を改定するということで、川西市は「川西市都市計画マスタープラン（以降、都市マス）」を令和6年3月公表したところですが、これに対する影響や、今後の見直しや変更するタイミングについて、市は今後どうしていくのかを確認させてください。</p> |
| 事務局 | <p>現在の「都市マス」については令和5年度末に見直しをしており、現在その運用をしていく中で、都市計画を進めているところでございます。</p> <p>次回の見直し時期につきましては、今のところ改定から概ね8年後に見直しを行う予定となっております。</p> |
| 事務局 | <p>補足説明させていただきます。</p> <p>県の「区域マス」につきましては、県から内容のヒアリング等を受けて今回反映していただいているが、市の「都市マス」においても整合が取れたものとなっていると言えるかと思っております。</p> <p>見直しのタイミングにつきましては、市の「都市マス」は8年間の計画で設定をしておりますが、必要や状況に応じて内容を見直すことも考えられるものと位置付けており、必ず8年後という訳ではないという文言もありますので、補足させていただきます。</p> |
| 委 員 | <p>川西市の「都市マス」との整合性は取れているということを確認させていただきました。</p> <p>加茂4・5丁目地区は「区域マス」で見直しが行われましたので、「都市マス」も8年を待たずに適宜見直しを行っていただけるようお願いをしておきたいと思います。</p> |
| 議 長 | <p>ちなみに、「都市マス」は事業の名称等は書かず、もう少し大きな方針を記載するものになりますので、今のまま検討が進んで一定の合意が取れれば、「都市マス」を変更しなくとも、事業に進めるということかと思りますのでよろしくお願ひします。</p> <p>それではお諮りをさせていただきます。</p> <p>議案第1号「阪神地域都市計画区域マスタープランの変更」につきまして、案のとおり答申することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>ご異議はないということで、議案第1号は案のとおり承認をさせていただきます。</p> <p>本審議会で承認された内容を、川西市長に答申させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第2号「阪神間都市計画3方針の変更」につきまして、これは先程の案件と連動しているものでございます。まずはご説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>《事務局 説明》</p> <p>議案第2号（諮問）</p> <p>「阪神間都市計画3方針の変更について」（兵庫県決定）</p> |

| | |
|-----|---|
| 委 員 | <p>本案に関しても特に異議はないのですが、補足説明を求めます。</p> <p>議2-2〔4. 兵庫県の見直し案 (1)都市再開発の方針〕の計画的な再開発が必要な市街地として〔G-2 南部〕が挙がっており、目標は「市街地の環境整備・良好な都市計画の形成」、方針は「低未利用地の土地利用転換により、住環境の改善を図る」と示されておりますが、従来から、一部地域の私有地の問題が解決しないということになかなか進まないと聞いております。市として進めていく方策や具体的な進展を図る展望があれば聞かせていただけますか。</p> |
| 事務局 | |
| 委 員 | |
| 事務局 | |
| 委 員 | |
| 議 長 | |
| 委 員 | |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>〔(1) 都市再開発の方針〈イ〉〕につきましては、具体的に事業をするような地区、例えば再開発の準備組合等があるところについて、再開発促進地区（2号地区）として挙げていきます。現時点ではそのような地区はないので今は挙げていませんが、今後そのような機運がありましたら、あくまで事業ができるのは1号地区内に限るのでですが、県の5年に1回の定期見直しの中で市の案として挙げていくことは可能でございます。</p> <p>次に、〔(2) 住宅市街地の開発整備の方針〕につきましては、住宅を作るということで兵庫県が定めております「兵庫県住生活基本計画」で定められている重点供給地域に位置付けがあるというのが条件の1つになります。これにつきましても現時点では川西市は該当なしになってしまいますが、将来的に県の「住生活基本計画」の重点供給地域に位置付けられれば、挙げていくことは可能であると考えております。</p> <p>最後の〔(3) 防災街区の整備方針〕につきましては、現在川西市で防災上の危険な地域はありませんが、そのような地域が出てきましたら、この防災街区整備方針の中で必要性について議論をしていくことができると思います。</p> <p>今ないからといって将来的にもないという訳ではなく、その都度毎に市の状況を見ていきながら県と協議をして、県が認めれば挙げができるというご理解をしていただければ幸いです。</p> |
| 委 員 | 非常によく分かりました。 |
| 議 長 | それではお諮りをさせていただきます。 |
| | 議案第2号「阪神間都市計画3方針の変更」につきまして、案のとおり答申することにご異議ございませんか。 |
| | (「異議なし」の声) |
| | ご異議はないということですので、議案第2号は案のとおり承認をさせていただきます。 |
| | 本審議会で承認された内容を、川西市長に答申させていただきます。 |
| | では続きまして議案第3号「阪神間都市計画区域区分の変更」につきまして、これも本日付で川西市長より諮問をされています。 |
| | 事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 《事務局 説明》 |
| | 議案第3号（諮問） |
| | 「阪神間都市計画区域区分の変更について」（兵庫県決定） |
| | |
| 委 員 | これもここまで審議を重ねてきて別に反対することではないのですが、市街化調整区域の線引きが一定の時期に取り上げられて議題として挙がってきますが、この挙がってくるきっかけは何なのか教えてください。 |
| 事務局 | 市街化区域と市街化調整区域の見直しにつきましては、1つは地元から市街化区域に入れて欲しいとの要望があります。市街化調整区域にして欲しいという要望はほとんどありませんが、見直しが5年に1回なりますので、そのような要望のリストを作成し、それが見直しの基準に適合するかどうかを一定市でチェックし、要望箇所を整理し、県と協議するという流れになります。 |
| | それ以外には、例えば河川改修等によって地形地物が変わることによって、線引きが変わることもあります。 |

| | |
|-----|---|
| 議長 | 今回もう1つあるかと思うのは、ニュータウンの開発で一定その開発が落ち着いた段階で、もうこれ以上その土地利用が大きく動かないだろうということになった時に、再度その市街化区域と市街化調整区域の線を見直すという可能性もあろうかということです。5年に1度、そういう様々な状況の変化に応じて適宜、市で見直していただいて県に報告をするということかと思いますが、いかがでしょうか。 |
| 委員 | よく分かりました。 |
| 議長 | それではお諮りをさせていただきます。 議案第3号「阪神間都市計画区域区分の変更」につきまして、案のとおり答申することにご異議ございませんか。 |
| | (「異議なし」の声) |
| | ご異議はないということで、議案第3号は案のとおり承認をさせていただきます。 本審議会で承認された内容を、川西市長に答申させていただきます。 |
| | 3.閉会 |
| 事務局 | 本日も慎重なご審議を賜りまして、ありがとうございました。これをもちまして、令和7年度第3回川西市都市計画審議会を終了させていただきます。 次回、令和7年度第4回の審議会は、令和8年3月17日を予定しております。委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。 本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。 |